

平成29年度 部局長マネジメント方針

おおはら としや
人権文化部長 大原 俊也



仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、「人間尊重に根ざしたまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」に取り組んでいる部です。

「人間尊重に根ざしたまちづくり」では、差別は許されないものであるという認識のもと、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちづくりをめざして、人権文化部の施策に限らず、本市の施策が人権に配慮した総合的な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」では、市民の皆さまが、生活にゆとりやうるおいを感じられるように、文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することができる取り組みを進めるとともに、「文化のまち東大阪市」の魅力を市内外へ発信していく取り組みを進めていきたいと考えています。

平成28年度の振り返り

人権課題の多様化・複雑化に対応すべく、様々なテーマで市民人権講座を行いました。5月の憲法週間、12月の人権週間には、駅頭・店頭での街頭啓発活動、幅広い世代をターゲットにした講演会等を実施しました。7月は「東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間」と定め、年間を通じて多くの市民の皆様に情報発信、学習機会を提供し、「人権尊重のまちづくり」を推進してまいりました。

平和事業については、戦争体験のない世代にも平和の認識を深めていただくため、戦争体験、原爆体験の話聞く機会を設けるとともに、映画の上映や「スポーツと平和」をテーマにしたパネル展等を実施し、平和の大切さや命の尊さを訴えました。また、拉致問題については、「蓮池 薫」さんの講演会を引き続き行い、多くの方々に関心と認識を深めていただくよう取り組みました。

社会のあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行いました。

男女共同参画センターにおいては、男女共同参画週間にちなんだ催しをはじめ、誰もが個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会を実現するために、様々な事業を実施しました。

第3次東大阪市男女共同参画推進計画については、いわゆる女性活躍推進法やDV防止法の定める市町村計画の位置づけに改定するなど、今日的課題に対応する内容として施行されました。

また、重大な人権侵害であるDV（配偶者等からの暴力）の被害者への相談支援事業を平成28年8月から開始しました。

文化施策の推進については、「文化のまち東大阪市」の市内外への発信に引き続き取り組み、文化施設に関心をもってもらえるように、例年実施している事業に異なる分野のイベントを組み合わせ、新たな魅力を発見していただける企画を実施しました。

狂言会については「ひがしおおさか狂言会」として引き続き開催するとともに、実際に狂言を体験してもらう狂言ワークショップの取り組みを実施しました。この他にも「弦楽アンサンブルコンサート in 東大阪」や「クラシックコンサート東大阪」など市民の皆様が身近に質の高い文化芸術にふれていただける催しを実施しました。

市民美術センターでは年3回の「特別展」や「子どもラグビー絵画展」、市内の大学の学生と連携したナイトミュージアムの開催など文化芸術活動の拠点として活用を図りました。

国際情報プラザでの多言語による行政情報等の通訳・翻訳などを引き続き行うとともに、市民の方に様々な国の文化にふれていただくとともに外国の方にも日本の文化を理解いただく双方向の視点を取り入れた多文化理解講座を実施しました。

平成29年度に取り組む重点課題

1 人権が尊重されるまちづくりの推進

- ・インターネットの普及などの社会情勢の変化に伴い、人権に関わる課題は複雑化、多様化しています。人権により高い理解と認識をもってもらえるように、様々な情報を発信し、学習機会を提供することにより、「気づきから行動へつながる」人権啓発事業を進めていきます。
- ・平成28年度は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、また「部落差別の解消の推進に関する法律」など人権にかかわる重要な法律が施行されました。部落差別の解消をはじめとして周知啓発活動をより一層取り組んでいきます。
- ・世界各地で紛争、テロなどが多発する国際情勢のなか、市民一人ひとりが協力し、平和な社会をつくっていくために、平和の大切さの理解と認識を高められる平和事業を実施していきます。また、拉致問題の取り組みについても、継続して実施していきます。

2 東大阪市男女共同参画推進計画の取り組み

- ・女性の職業生活における活躍などの内容を加えた、「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」（東大阪みらい翔（はばたき）プラン）の着実な進行管理に努めるとともに、情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、性別にこだわらず、誰もが興味を持って参加していただける講座やイベントの開催などに取り組み、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。
- ・各種審議会等への女性委員の参画比率は、40%を目標とし、その達成に向けて積極的に取り組んでいきます。
- ・28年度に開始したDV（配偶者等からの暴力）の被害者への相談支援事業について、継続的に取り組んでいきます。

3 文化芸術振興条例に基づく施策の実施

- ・司馬遼太郎記念館をはじめとした文化施設などを活用し、市内外へ向けて「文化のまち東大阪市」の魅力の発信に取り組んでいきます。
- ・「文化芸術のまち推進協定」を結んだ関西フィルハーモニー管弦楽団によるコンサートなど、質の高い文化芸術に、市民の誰もがふれていただけるように取り組んでいきます。
- ・文化芸術活動の拠点である市民美術センターにおいては、趣向を凝らし、市民の皆さまに関心を持っていただける企画、足を運んでいただける企画を行い、文化芸術の振興や活性化に取り組んでいきます。

4 多文化共生社会の取り組み

- ・ラグビーワールドカップ2019の花園開催など、海外から本市への来訪者が増える見込みであることを踏まえ、国際交流の新たな展開の検討に取り組めます。
- ・本市には、約60カ国の多様な国籍をもつ外国人住民の方々が生活されていることから、国際情報プラザの専門職員による多言語での行政情報等の提供や通訳・翻訳などを引き続き行うとともに、多文化理解を深められる事業に取り組む、多文化共生社会の実現を進めます。また、多文化共生のまちづくりと国際交流をすすめることができる拠点機能の整備の検討に取り組めます。